

那覇市立曙小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月策定
平成 30 年 1 月改定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 本校の現状と課題

本校においては、「心豊かで魅力的な曙っ子の育成をめざして教育を推進する」の理念のもと、いじめゼロを目標に、学校、家庭、地域が連携・協働して取り組みを進めている。

取り組み目標の視点として、各学校は道徳教育・人権教育及び生徒指導・教育相談等の全体計画を作成し、道徳教育・人権教育の高揚を図ること、いじめ防止対策委員会の組織を設置するなど指導体制を確立し、校内研修の充実を図ること、教育活動全体を通して「いじめ」予防の人権教育を実践することの3点に重点を置いてきた。

しかし、いじめの認知件数は、近年のいじめに対する社会的な意識の高まりと子どもの気持ちがいじめがより重視されるようになったことで、大幅に増加している。

その態様は従来の冷やかしかからかい、仲間はずれや無視のほか、携帯電話等を使った誹謗中傷等、多岐にわたっているため早急な対応が求められている。

法第12条において、学校は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう求められていることから、本校においても「那覇市立曙小学校いじめ防止基本方針（以下「いじめ基本方針」という。）」を策定し、取り組みの一層の充実を図っていく。

(3) いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、あいさつ名人・ことば名人・勉強名人の校訓の元、人間関係に大切なあいさつやふわふわことば等の指導を徹底し、相手の気持ちを考え、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応を、教職員は勿論、保護者、地域住民それぞれが役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら協働し広く社会全体で取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ防止等の対策委員会(児童支援委員会)

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための児童支援委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

校内いじめ防止対策委員会(児童支援委員会)	
曙小学校職員	P T C A 及び地域関係機関
校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 教育相談担当 養護教諭 関係担任 教育相談支援員 スクールカウンセラー	・曙小学校 P T C A ・曙小学校まちづくり評議会 ・学校評議員会 ・児童民生委員 ・人権擁護委員 ・警察・警察少年補導員 ・弁護士 ・保護司 ・自治会 ・願寿会 ・外部有識者・学識経験者 ・その他校長推薦

(2) 児童支援委員会・職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、児童支援委員会検討し、職員会議で全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 学級はいじめの未然防止に向けて、児童生徒のコミュニケーション能力を育むとともに支持的風土のある学級経営を行い、どの子も学級の中に居場所があり、お互いが認め合う。雰囲気のある学級づくりや集団づくりに努める。
- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめアンケート」を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい支持的風土のある学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 人間関係検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 毎月の「心のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- スクールカウンセラーや教育相談員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 学年間活動の実施

- 学年間活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) 学校全体でいじめ0をめざす月間・朝会の実施

- いじめ0をめざす月間をもうけ、各学級でいじめ0をめざす標語を作成し、いじめ0をめざす集会（朝会）を開く。

(6) いじめの防止等に関する研修の実施

- いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じる。

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

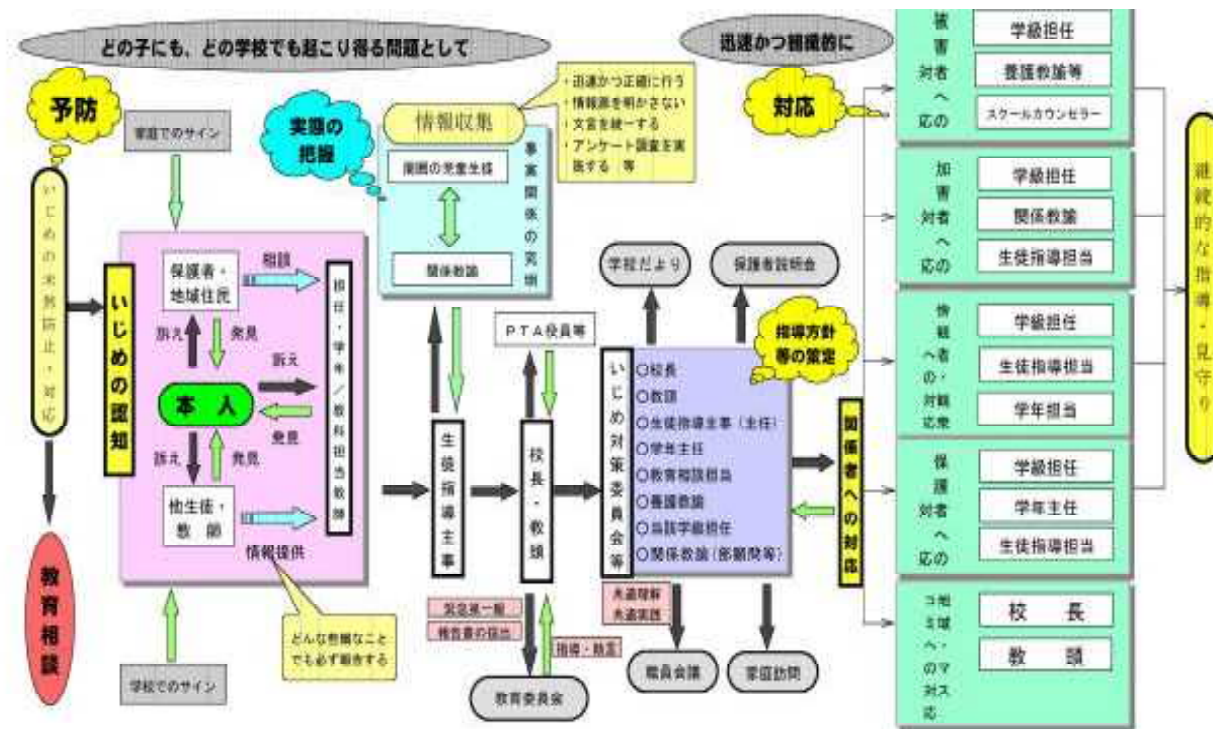
- こども園や保育所・中学校・他小学校と情報交換や交流学习を行う。

(8) 学校評価や教員評価において、いじめについて適正に評価するように努める。

- 学校は学校評価を活用し、いじめについて、その実態把握や対応が適切に行われるよう、いじめの早期発見、再発防止の取り組み等を適正に評価し改善に努める。また、学校評議員会や中学校区青少年健全育成協議会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(9) 児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組む往ける時間の確保の工夫をする。

- 教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、教職員の職務の改善・効率化を推進し、学校運営の改善を支援する。



4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、住民課、健康増進課、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎月「心のアンケート」の実施

毎月第一週目に、「心のアンケート」を実施する。また、「心のアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめが起きた場合には、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全の確保を第一にする。
- 加害児童に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。
- いじめの事実が確認された場合は、校内いじめ防止等の対策委員会（児童支援委員会）を開き、対応を協議する。
- 対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 各種相談事業等を活用し、いじめに係る児童生徒の指導やケアに努める。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に教育委員会及び警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 ネット上でのいじめへの対応

(1) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、警察署等とさまざまな機関も利用し、児童に情報モラル教育やインターネット活用教育をするなどしていじめの防止に計画的に対応する。また、インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じる。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

アいじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
イいじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
ウ児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- その後も継続観察し、関係機関とも連携しながらいじめへの早期対応を図る。

<別表>年間を通したいじめ防止指導計画について

いじめ防止等に関する年間計画

◎は毎月行われるもの

月	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	◎職員会議 「いじめ防止基本方針」について共通理解 <u>◎児童支援委員会（毎月第1水曜日）</u> <u>◎人権の日（毎月第1水曜日）</u> 学校便り等による発信（必要に応じて） 生徒指導連絡協議会（生徒指導主事）	学年・学級開き、学年・学級 目標や学年・学級のルールの 確認 入学式、始業式 春の遠足	家庭訪問 学級担任との連 携確認、問題等 の早期発見
5	<u>◎いじめアンケートの実施（教育相談、生徒指 導主事）</u> 生徒指導連絡協議会（生徒指導主事） 小中一貫生徒指導連絡会（教頭、教務、生徒指 導主事） 学校評議委員会	【児童会】 いじめについての児童集会 <u>◎いじめアンケート回答</u>	日曜授業参観 学級保護者会で の学級経営方針 の説明 P T A総会
6	教育相談週間に向けてアンケート実施（教育相 談） <u>◎毎月の問題行動等に関する調査報告（生徒指 導主事）</u>	教育相談週間 平和学習 修学旅行	授業参観
7	校内研修「いじめ等生徒指導に関する研修」 生徒指導連絡協議会（生徒指導主事）	非行防止教室（全学年）	個人面談
8	生徒指導連絡協議会（生徒指導主事）		
9	【生徒指導】いじめ防止月間の取り組み ・人権、いじめについての特設授業の実施（全 学級） 小中一貫生徒指導連絡会	いじめゼロをめざす集会 スマホの使い方教室（4～6 年） 運動会	
10		1 学期終業式 2 学期始業式	
11	生徒指導連絡協議会（生徒指導主事）	宿泊学習	授業参観
12	エイズ教育月間 学校評価 学校・警察連絡協議会（生徒指導主事）	学校評価	学校評価
1		学芸会、記念行事	授業参観
2	小中一貫生徒指導連絡会	なわとび大会	授業参観
3	問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(生 徒指導主事)	卒業式	

* 学校行事等で人間関係作りを図る。 * 道徳の授業を年1回以上授業参観で行う。